

平成 2 2 年

第 2 回北杜市議会臨時会会議録

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日開会

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 2 年

第 2 回北杜市議会臨時会会議録

1 1 月 3 0 日

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
日程第4 議案第87号 北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第5 議案第88号 北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第89号 工事請負契約の締結について（防災行政無線（デジタル同報系）施設整備工事）
日程第7 発議第4号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員（20人）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 小須田稔 | 2番 中山宏樹 |
| 3番 相吉正一 | 4番 清水進 |
| 5番 野中真理子 | 6番 篠原眞清 |
| 8番 坂本静 | 9番 小林忠雄 |
| 10番 中嶋新 | 12番 利根川昇 |
| 13番 千野秀一 | 14番 小尾直知 |
| 15番 渡邊英子 | 16番 内田俊彦 |
| 17番 坂本治年 | 18番 秋山九一 |
| 19番 中村隆一 | 20番 清水壽昌 |
| 21番 秋山俊和 | 22番 渡邊陽一 |

3. 欠席議員

7番 風間利子

11番 保坂多枝子

4. 会議録署名議員

1番 小須田稔

2番 中山宏樹

3番 相吉正一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(28人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長(図書館担当)	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
地域課長	高橋一成	管財課長	篠原直樹

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二
議会書記 上村法広
" 小澤章夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日、ここに平成22年第2回北杜市議会臨時会が招集されたましたところ、議員各位にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第2回北杜市議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、7番議員 風間利子君、11番議員 保坂多枝子君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本臨時会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告1件、議案3件であります。

次に監査委員から平成22年6月、7月及び8月実施分の例月現金出納検査及び平成22年10月実施の定期監査について、結果報告がありました。

次に、10月14日に富士吉田市において、第244回山梨県市議会議長会定期総会が開催され、私と副議長が出席いたしました。

次に10月15日から17日までの3日間、大韓民国抱川市文化交流・食文化交流事業が行われ、副議長と総務常任委員長が参加いたしました。

次に10月20日から22日までの3日間、全国市議会議長会研究フォーラム等の研修に21人の議員が参加いたしました。

また4月以降、全国各地の県・市町村議会からの行政視察が29件ありましたので、ご報告いたします。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 秋山九一議員、報告をお願いいたします。

秋山九一議員。

○18番議員（秋山九一君）

それでは、諸報告を申し上げます。

平成22年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成22年第2回議会定例会が10月26日に開催され、野中真理子議員、篠原眞清議員、風間利子議員、坂本静議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、中村隆一議員、清水壽昌議員と私の9人が出席しました。

一般質問には、中村隆一議員が質問に立ち、1として可燃処理施設の管理運営問題について。

として三井造船との保守点検費用・灯油代の逦増方式での妥結を受けて6カ月が経過しました。この間、保守点検費用・灯油代、ゴミの処分費用等は月々どれだけかかっていますか。また家庭系ゴミ、事業系ゴミの量は月々どのくらいですか。として、第三者委員会の設置がなされました。どんなメンバーか。また開かれた委員会での検討事項など、お聞きします。として、磨砕機・ストックヤードなど建設され、稼働していると聞きます。月々の稼働実績、今後の課題等をお聞きします。

大きな2つとして、山梨県消防広域化計画について。として、消防広域化推進協議会での論議の現在の到達点は。進捗状況はということでございます。として、各消防本部の消防士充足率と課題について。として、消防職員の互助会があると聞きますが、会員数及び会はどんなことをしているのですか。そこではどんな意見が出されていますかの質問を行いました。議案の概要について、説明します。

報告案件1件、条例案件1件、認定案件5件、補正予算案件5件の12案件であります。

まず報告案件であります。専決処分の承認を求めることについて、組合の手数料条例の一部を改正する条例で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、組合手数料条例の一部を早急に改正する必要があり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したものであります。

次に、条例案件の組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。

総務省が定める火災予防条例の例の一部改正に伴い、組合火災予防条例の一部改正を行うものであります。

次に認定案件であります。平成21年度峡北広域行政事務組合一般会計ほか4会計の決算であります。歳入総額27億3,538万円余り、歳出総額26億2,719万3千円余りで、歳入歳出差引残額1億818万6千円余りであります。繰越明許費等3,010万9千円あります。

各会計財政調整基金合計は、平成21年度末残高で3億600万円余りであります。地方債の平成21年度末現在高は、47億3,900万円余りとなっております。

次に補正予算であります。平成22年度の一般会計補正予算は303万5千円の減額。常備消防特別会計補正予算は9,338万円の追加。ゴミ処理特別会計補正予算は2,530万4千円の減額。し尿処理特別会計補正予算は、918万6千円を追加。峡北ふるさと市町村圏特別会計補正予算は、80万8千円を追加であります。

いずれも、平成21年度決算に伴う歳計剰余金の財政調整基金への積み立てを中心とした補正予算であります。

常備消防特別会計においては、職員の異動等に伴う人件費の増額と本部訓練場の舗装整備費の追加補正が含まれております。

ゴミ処理特別会計においては、施設運営費として薬品使用量に伴う需用費、職員の異動等に伴う人件費、運搬処理業務の委託費、磨砕設備設置工事費等などの減額補正が含まれております。

以上12議案、いずれも原案のとおり認定及び可決されました。

これで、峡北広域行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございまして。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 千野秀一議員、報告をお願いいたします。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

第2回定例会は、平成22年10月22日に山梨県自治会館1階講堂において開催され、私が出席いたしました。

提出された議案等は同意 1 件、承認 3 件、認定案件 2 件、議案 3 件であります。

まず同意第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについては、天野康則忍野村長が選任されました。

次に承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、承認第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、職員の育児休業・短期介護休暇に関しての所要の改正を行うものであります。

また承認第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）については、6,116 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 839 億 6,394 万 5 千円とするものであり、原案のとおり承認されました。

次に認定第 1 号 平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 5 億 1,926 万 2,442 円、歳出総額 4 億 9,122 万 5,110 円で、歳入歳出差引額は 2,803 万 7,332 円でありました。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金 4 億 8,146 万 8,012 円、繰越金が 3,244 万 2,972 円であり、歳出の主なものは、社会福祉費 3 億 2,233 万 7,616 円、総務管理費 1 億 5,047 万 5,638 円であります。監査委員の監査報告後、原案のとおり可決されました。

次に認定第 2 号 平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 838 億 7,955 万 8,385 円、歳出総額 823 億 8,213 万 1,376 円で、歳入歳出差引額は 14 億 9,742 万 7,009 円でありました。

歳入の主なものは市町村支出金、国県支出金及び支払基金交付金等であり、歳出の主なものは、保険給付費 795 億 167 万 3,864 円が主なものであります。監査委員の監査報告後、原案のとおり可決されました。

次に議案第 7 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、被保険者が医療給付の制限を受けたときに保険料を減免するための所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第 8 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）については 612 万 6 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 2,054 万 7 千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第 9 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、11 億 9,210 万 4 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 859 億 1,756 万円とするものであり、原案のとおり可決されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案及び審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照ください。

○議長（秋山俊和君）

大変、ご苦労さまでした。

次に去る 9 月 28 日開催の、北杜市議会第 3 回定例会本会議に提案されました議会改革特別

委員会の設置を求める件につきましては、審議未了で廃案となりましたが、議会改革につきましては議長預かりとし、閉会中に積極的に取り組んでいくこととしたところであります。

このため、閉会中に議長から提案者に対し、議会改革特別委員会の設置の考え方について具体的な説明を求めたところ、11月2日にその内容説明が文書で提出されましたので、それを受け、11月15日に全員協議会を開催し、協議を行いました。

しかし、その質疑の過程において説明不足が指摘され、全員の合意が得られなかったことから、この議会改革特別委員会の設置についての内容説明は、最終的に提案者みずからが取り下げをいたしました。議長において全議員にお諮りし、議会改革について、今後、全議員で議論を深めていくことといたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

1番議員 小須田稔君

2番議員 中山宏樹君

3番議員 相吉正一君

を本臨時会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第6 議案第89号 工事請負契約の締結について（防災行政無線（デジタル同報系）施設整備工事）までの4件を一括議題といたします。

市長から、提出議案の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成22年第2回北杜市議会臨時会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

師走を控え、厳しい寒さと小春日和が日替わりで訪れ、また先週末の雨で標高の高いところ

では雪に変わり、北杜市の山々もうっすらと雪化粧されました。

さて、秋口から市内各地域で体育祭り、運動会や文化祭、芸能発表会などのほか、須玉甲斐源氏まつり、ポールラッシュまつり、浅尾ダイコンまつり、白州の里名水まつり、武川米まつりなど多くのイベントが開催され、市内外の皆さんに北杜市の秋を満喫していただきました。

運営にあたりました実行委員会の皆さんのご尽力に対し、改めて感謝を申し上げる次第であります。

さて、今年の今ごろ大流行しておりました新型インフルエンザであります。今年は今のところ、市内でのインフルエンザの流行はみられておりません。しかし、気温が下がり、空気も乾燥してきておりますので、外出先から戻られましたら、うがい・手洗いをしっかりと行っていただき、皆さんも感染予防に心がけていただきたいと思います。

また11月1日には、代表者が本県出身のアルコール製造販売会社のご厚意により、消毒剤をご寄附していただきました。善意に深くお礼を申し上げますとともに、市内各公共施設で有効に活用させていただきたいと思っております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに報告第17号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するものであります。

次に議案第87号 北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、平成22年8月の人事院勧告、ならびに同10月の山梨県人事院勧告に鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当の額と職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額を減額するための条例の改正であります。

次に議案第88号 北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、指定管理者が毎年度終了後、提出することになっている事業報告書の提出期限を実態に即した期限に改める必要があるために、条例を改正するものであります。

次に議案第89号 工事請負契約の締結についてであります。

防災行政無線（デジタル同報系）施設整備工事の請負契約の締結について、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

市長の説明が終わりました。

ただいま、議題となっております報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の内容説明を順次、担当部長に求めます。

専決第1号及び第2号について、清水企画部長。

専決第3号について、深沢建設部長。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

報告第17号 専決処分の報告（損害賠償の額の決定）について、ご説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決

処分したので、同条第2項の規定により、報告をするものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決第1号

平成22年10月1日に専決処分をさせていただきました。

公有自動車事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定いたしました。

1. 損害賠償の額 5万2,537円
2. 損害賠償の相手方 山梨県北杜市長坂町在住 男性
3. 損害賠償の理由 平成22年6月27日、午後3時5分ごろ、北杜市長坂町大八田160番地の駐車場において、生活環境部環境課が所管するオオムラサキセンター職員の運転する公有自動車が駐車場より発車した際、後退してきた相手車両と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。
4. 支払い方法 相手方から市への損害賠償額4万2,572円を相殺した額9,965円が相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

3ページをお願いいたします。

専決第2号

これにつきましては、平成22年11月19日に専決処分をさせていただきました。

1. 損害賠償の額 6万4,675円
2. 損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住 男性
3. 損害賠償の理由 平成22年5月27日、午前10時35分ごろ、北杜市高根町東井出103番地付近の県道長沢小淵沢線の道路上において、教育総務課が任用する運転手の運転する公有自動車が、右折してきた相手車両と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。
4. 支払い方法 市から相手方への損害賠償額は6万4,675円であるが、相手方から市への損害賠償額が225万円となるため、相手方への損害賠償額は相殺される。このため、218万5,325円が市の口座に事故共済金として、相手方の加入する保険会社より支払われるものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

専決第3号につきまして、ご説明を申し上げます。

4ページをご覧ください。

専決第3号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するもので、平成22年9月24日付けで専決処分をさせていただきました。

1. 損害賠償の額 9万1,350円
2. 損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住 男性
3. 損害賠償の理由 平成22年6月2日、午後2時ごろ、北杜市小淵沢町下笹尾1216番地2付近の市道東1級1号線に設置されたガードレールの基礎部分が老朽化により落下し、相手方が所有する家屋の柱に衝突し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものです。
4. 支払い方法 道路賠償責任保険事故として、保険会社から相手方の指定した口座に支払われるものでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

以上で、報告第17号の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

日程第4 議案第87号 北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

それでは議案第87号 北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この議案は、平成22年人事院勧告並びに山梨県人事委員会の勧告が出されたことに伴い、市長、副市長、教育長及び職員の期末手当等について、所要の改正を行うものであります。

条例をご覧ください。

第1条及び第2条は、北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例を改正するものであります。

第1条で、期末手当を年間0.2月引き下げ、「4.1月」を「3.9月」にするものであり、平成22年度12月期支給分について、「2.175月」を「1.975月」に改めるものであります。

第2条では、平成23年度以降支給分を年間支給月数3.9月とし、6月期支給分について0.05月引き下げ、「1.925月」を「1.875月」、12月期支給分について0.15月引き下げ、「2.175月」を「2.025月」に改めるものであります。

第3条及び第4条は、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を改正するものであります。

第3条で、期末手当を年間0.2月引き下げ、「4.1月」を「3.9月」にするものであり、平成22年度12月期支給分について、「2.175月」を「1.975月」に改めるものであります。

第4条では、平成23年度以降支給分を年間支給月数3.9月とし、6月期支給分について0.05月引き下げ、「1.925月」を「1.875月」、12月期支給分について0.15月引き下げ、「2.175月」を「2.025月」に改めるものであります。

第5条及び第6条は、北杜市職員給与条例の一部を改正するものであります。

第5条で、みずから所有する住宅にかかる手当を「4千円」から「1,500円」に引き下げる。

また期末勤勉手当を年間0.2月引き下げ、平成22年12月期支給分について、一般職員は期末手当を1.35月、勤勉手当を0.65月とし、合計2.0月とする。特定幹部職員は、期末手当を1.15月、勤勉手当を0.85月とし、合計2.0月とする。

さらに給与月額引き下げとして、医療職給料表(一)を除いた中高年齢層(40歳台以上)が受ける給料月額に限定して平均改定率0.1%、引き下げるものであります。

なお、減額改定対象職員については遡及適用を行い、本年12月期の期末手当の額で減額調整することの規定でございます。

第6条では、みずから所有する住宅にかかる手当について廃止及び23年度以降支給分の期末手当、勤勉手当を引き下げるもので、一般職について6月期期末手当は「1.25月」を「1.225月」に、勤勉手当は「0.65月」を「0.675月」、12月期期末手当は「1.35月」を「1.375月」にするものです。

特定幹部職員について、6月期期末手当は「1.05月」を「1.025月」に、勤勉手当は「0.85月」を「0.875月」、12月期期末手当は「1.15月」を「1.175月」に、勤勉手当を「0.85月」を「0.875月」に改正するものであります。

7条では、給与構造改革の給与水準引き下げに伴い、経過措置を受けている職員の給料月額についても、行政職給料表と改定率等をふまえて引き下げる規定となっております。

なお、施行期日を平成22年12月1日から施行することとし、第2条、第4条及び第6条、ならびに附則第4項の規定は、平成23年4月1日とすることを規定しております。

以上、改正の内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

私は日本共産党を代表して、議案第87号 北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例

等の一部を改正する条例のうち、北杜市職員給与条例の一部を改正する部分について、反対の討論を行います。

菅内閣は国家公務員の総人件費2割削減の第1段階として、人件費削減を盛り込んだ国家公務員一般職給与法案を国会で通しました。人事院勧告が定着して以降、人事院勧告が出される前に、その年の給与削減を目的とし、いわば人事院勧告に枠をはめる法案を通したことは、かつて一度もありません。まさに異常なやり方と言わなければなりません。

国家公務員の労働基本権制約の代償としての人事院勧告の役割を覆した法案は、到底、認められません。総人件費2割削減は、国民生活を支える公務労働の役割を大きく後退させ、憲法が保障する国民の生活と権利を大きく脅かすものであります。また公務員削減を印象づけることで、消費税をはじめとする庶民増税への露払いの役割を果たすという点でも、さらには出先機関の廃止をはじめ、財界が狙う増収制への道筋を付ける点でも重大です。

さて、人事院は8月10日、国家公務員の一般職の2010年度の給与について月給を0.19%、民間のボーナスにあたる期末勤勉手当を、現行4.15カ月を0.2カ月引き下げるよう、国会と内閣に勧告しました。

これを受けて、山梨県人事委員会は10月14日、県職員の月給を平均0.38%、期末勤勉手当を0.2カ月分引き下げ、年3.95カ月とするよう、横内正明知事らに勧告しました。月給とボーナスの同時引き下げは2年連続、ボーナスの支給月数は1963年の3.9カ月以来、47年ぶりに4カ月を下回り、3.95カ月となりました。

基本給にあたる給料表の引き下げは、40歳以上の中高年齢層を対象に、北杜市では296人が該当します。過去最大の減額幅だった昨年度に続き、公務員にとっては厳しい勧告となりました。

公務員の賃金の引き下げは、民間の賃金の引き下げになり、また、それが公務員の賃金の引き下げになるという悪循環に陥っています。国民の懐を温かくし、国内需要拡大による景気回復が求められているとき、内需を冷やす賃下げを行うことは、消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることになるのは必至です。

以上を述べ、討論を終わります。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

ただいま、提案されました議案第87号 北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

一昨年9月15日のリーマンショックは、世界的不況のはじまりの発端でありましたが、百年に一度といわれる不況に対して、世界各国もその対応に力を合わせて乗り切ろうと経済対策を実行いたしました。

しかし、景気の二番底とも言われるように、世界においても、日本においても先が見えない状況に置かれていることは、誰もが認めるところであります。GDPはマイナスに、民間企業においてはリストラ、ボーナスカット、減給が生き残りのためにやむを得ない選択として行われているところであります。

議案第87号は、特別職及び職員の期末手当などの減額がそれぞれ上程されております。こ

れは国の人事院勧告に基づくものでありますが、山梨県人事委員会は国の人事院勧告に鑑み、県内の動向を検討し、期末手当などを引き下げるよう勧告いたしました。

今回の減額は、山梨県人事委員会の勧告に順守しているものであります。職員の期末手当等の減額は、北杜市の発展のために休日出勤及び遅くまでの残業など、市民を支えていただいている特別職及び職員の皆さんにおいては頭が下がる思いではありますが、市民感情を考慮いたしますと、公務員の期末手当等の減額には、致し方ないことと考えます。今後の経済対策に期待するとともに、いち早い景気回復を願うものであります。

以上の理由により、議案第 87 号に賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第 87 号 北杜市の市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第 5 議案第 88 号 北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

議案第 88 号 北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますけども、指定管理者につきましては、毎年度、3月31日の事業年度終了後、30日以内に事業報告書の提出を定めております。これですと整理期間が短いために、報告書の提出期限を延ばすものでございます。

内容でございます。

条文、事業報告書の作成及び提出、第10条中の「30日以内」を「2カ月以内」に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 88 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号 北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第 6 議案第 89 号 工事請負契約の締結について(防災行政無線(デジタル同報系)施設整備工事)の内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長(清水克己君)

議案第 89 号 工事請負契約の締結(防災行政無線(デジタル同報系)施設整備工事)について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

1. 契約の目的 防災行政無線(デジタル同報系)施設整備工事

2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約金額 5 億 1,344 万 8,572 円

4. 契約の相手方 東京都港区芝浦 4 丁目 10 番 16 号

沖電気・協和エクシオ・カナマル特定建設工事共同企業体

構成員(代表者) 東京都港区芝浦 4 丁目 10 番 16 号

沖電気工業株式会社 統合営業本部官公営業本部

本部長 渡部隆

構成員 山梨県甲府市徳行 5 丁目 12 番 15 号

株式会社協和エクシオ 甲信支店

支店長 山田孝之

構成員

山梨県北杜市小淵沢町 5 9 9 9

株式会社カナマル

代表取締役 金丸正幸

以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 8 9 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 9 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 9 号 工事請負契約の締結について（防災行政無線（デジタル同報系）施設整備工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第 7 発議第 4 号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者であります利根川昇君から、提案理由の説明を求めます。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

発議第 4 号の提案理由を申し上げます。

発議第 4 号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

現下の社会経済情勢及び平成 2 2 年人事院勧告を考慮し、12月に支給する議員の期末手当

の額を0.15月分減額するための条例改正であります。

なお、平成23年度につきましては、6月支給分を1.4月、12月支給分を1.5月とするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案につきましては質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第2回北杜市議会臨時会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時52分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	上村 法広